

倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区を指定しました ～平成27年4月1日から施行～

倉敷市では、倉敷川畔美観地区の歴史と文化を活かした歴史的景観に都市景観が調和する景観を形成するため、倉敷市景観計画を変更し、倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区を指定しました。

これに伴い、当該地区内で届出が必要となる一定の行為(高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築等)*は、特定届出対象になります。

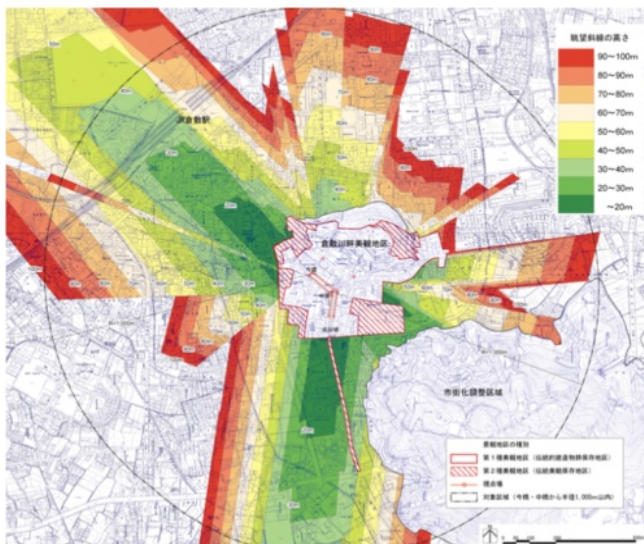
特定届出対象行為になることにより、視点場から視界に入る建築物等の形態意匠が、倉敷川畔美観地区からの眺望景観を著しく損なう恐れがある場合、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができるようになります。

さらに、これに従わない場合、事実の概要及び経緯並びに命令内容とともに氏名を公表することができるようになりますので、眺望景観に十分配慮した設計を行ってください。

※一定の行為の詳細等につきまして、都市景観室のHPに掲載しておりますので、ご覧ください。

倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区

倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区として、今橋・中橋から半径1km以内の倉敷川畔美観地区の外側を指定します。



視点場

当該地区において、倉敷川畔美観地区の背景を守る高さを規定するために、視点場を設けています。視点場は、高さの基準を定める眺望斜線の設定に必要な地点で、道路面から高さ1.5mの位置とします。

- ①今橋及び中橋の橋上
- ②今橋から中橋と高砂橋の間までの間の倉敷川兩岸の道路
- ③倉敷公民館前交差点
- ④国指定重要文化財「井上家住宅」東側交差点

倉敷川畔美観地区周辺眺望保全の方針

■眺望保全の目標

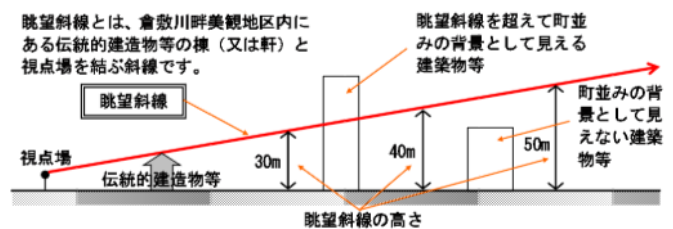
倉敷川畔美観地区の歴史と文化を活かした歴史的景観に都市景観が調和する景観の形成

■建築物等に係る眺望保全に関する方針

倉敷川畔美観地区の背景保全の取り組みを継承し、歴史的町並みからの眺望景観を守るため、倉敷川畔美観地区周辺の建築物等の規模及び敷地内における位置、又は形態意匠を誘導します。

眺望保全基準

当該建物等が視点場から視界に入らない規模及び敷地内における位置であること、又は視界に入ることになるが倉敷川畔美観地区からの眺望景観を著しく損なう形態意匠でないこと。



倉敷川畔美観地区周辺眺望保全地区に関するお問い合わせは・・・
 〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
 倉敷市 都市計画課 都市景観室
 TEL : 086-426-3494
 E-mail : keikan@city.kurashiki.okayama.jp
<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/keikan/>